

平成 26 年 5 月 14 日

自由民主党環境部会長
片山 さつき 様

「地域自然資産区域における自然環境の保全及び
持続可能な利用の推進に関する法律案」に関する意見書

公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会
会長 池谷 奉文

日本の自然環境保全に関する先生の多大なご貢献に、平素敬服しておりますことを、先ず述べさせていただきます。

さて本日は、公表されましたトラスト活動と関係がある標記法律案について、懸念する点があり、意見を述べさせていただきます。

わが国のトラスト活動は、1964 年、鎌倉・鶴岡八幡宮の裏山に、宅地造成が計画されたことをきっかけとして、鎌倉市民が立ち上がり、土地確保のための募金活動を開始したのが始まりといえます。その後、知床や天神崎、小清水、柿田川などにおける活動に引き継がれ、現在では全国 50 以上の地域で、トラスト活動が展開されるに至っています。わが国のトラスト活動は、行政が先ず責任をもち「税金」で自然環境等の保全を行うべきところを、それが難しい場合に、市民が中心となって必死に「寄附金」を集め、持続可能な社会の創造に資するため、危機にある自然環境等を買取り等により守ってきた取り組みといえることができます。

鎌倉の大佛次郎氏や天神崎の外山八郎氏をはじめ、地域で懸命にトラスト活動に取り組んできた先駆者の精神を忘れず、この大切なトラスト活動を進めていくことが、これまでの 50 年の歴史を振り返り、いま、改めてそれが私たちの重要な使命と考えます。

こうしたなか公表されました標記法律案ですが、地域にとって重要な自然環境については、他の社会資本同様に、まずは「税金」でその保全をしっかりと進めていくことを地方自治体に強く促すべきところを、逆に、市民等からの「寄附金」で保全していくことを地方自治体に促す法律となってしまうなど、問題がいくつかあります。

この法律が制定されますと、長年にわたり努力してきた地方の各民間団体において、寄附金集め及び土地取得が困難となり、わが国における真の意味でのトラスト活動が阻害されるようになることが強く懸念されます。

このため、(公社)日本ナショナル・トラスト協会として、以下の通り意見を述べさせていただきます。

長年、トラスト活動に取り組んでまいりました私たちの意見をお汲み取りいただき、わが国のトラスト活動を推進する法律としていただきますよう、切にお願い申し上げます。

記

1. トラスト活動とは、主として民間団体が行う活動であるという点を明確にすること
2. 地方自治体に対して、他の社会資本同様にまずは「税金」で、良好な自然環境の保全・再生(土地の取得を含む)に取り組むべきことを明確に示すこと
3. 地方自治体に対してトラスト活動基金の設置をことさら促している第 19 条の規定を削除する、又は、「自然環境トラスト活動基金」との名称を「地域自然資産区域基金」とすること
4. 自然環境トラスト活動により取得した土地(良好な自然環境)については、人の利用よりも自然環境の保全・再生が優先されること、かつ、永久に保存されるものであることを明確に示すこと

以上